

令和8年度 防犯カメラ設置費補助金の概要

1 目的

安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪の抑止及び地域の防犯力向上を図ることを目的とします。

2 用語の定義

「防犯カメラ」とは、主に犯罪の抑止を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像を記録する機能を有するものです。ただし、駐車場や会館などの財産管理に供する目的のものを除きます。

3 申請対象 町内会

4 補助対象事業

町内会等が行う防犯カメラ設置事業で、次に掲げる要件の全てに該当するものとします。

- (1) 街頭犯罪の発生を抑制することを目的とするものであること。(駐車場、会館等の財産管理に供されるものを除く)
- (2) 通学路および子供の遊び場、子供への声かけおよび街頭犯罪の発生場所、既設カメラの位置等を踏まえ、町内会と警察が協議して設置するものであること。
- (3) 防犯カメラの設置および維持管理について、総会等で地域住民の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置について、設置場所の所有者の同意を得ていること。
- (5) 防犯カメラの設置について、住宅等の全部または一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意を得ていること。
- (6) 防犯カメラの設置について、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること。
- (7) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されていることおよび防犯カメラの設置者等の名称を明示する表示板等を設置すること。
- (8) 補助金の交付申請をした日の属する会計年度の2月20日までに完了するものであること。
- (9) 防犯カメラの設置者等において、福井県安全環境部県民安全課が作成した「防犯カメラの設置および運用に当たって配慮すべき事項(安全で安心な地域社会づくり事業補助金)」に適合した防犯カメラの設置・運用を適正に行うための「設置・運用要領」を防犯カメラの設置開始までに定めている、または定める見込みがあること。

5 補助要件

補助事業を実施する町内会において「タウンライトアップ運動」の実施を宣言することを要件とします。

■タウンライトアップ運動

犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、夜間に各家庭の門灯や玄関灯等を点灯して地域を明るくする運動

6 補助金額

1台につき対象経費の2/3以内とし10万円（県補助5万・市補助5万）を限度とします。1町内会につき通算で10台までとします。

※県の補助を受けるため、市に提出いただいた申請をとりまとめて県へ提出します。県より交付決定がされた町内会が補助を受けることができます。

■交付金で賄うことができる経費

防犯カメラの機器購入および設置工事に係る経費、並びに看板設置に係る経費（ただし、モニター設置経費を除く）

7 交付申請の申請期間 令和8年6月1日（月）～令和8年11月27日（金）

※交付決定後、事業着手となります。（補助金の交付については、別紙「鯖江市防犯カメラ設置費補助金交付の流れ」のとおり）

◎ 防犯カメラ設置費補助金申請をご検討の町内会は、事前に下記【問合せ先】までご相談ください。

令和8年度の申請は令和7年10月に要望調査により回答いただいた町内に限ります。

【問合せ先】

鯖江市市民生活部市民主役推進課 TEL：0778-53-2214 FAX：0778-51-8156
市民主役推進グループ e-mail:Shuyaku@city.sabae.lg.jp